

I 治療と仕事の両立支援の導入効果は？

治療と仕事の両立支援は、働き方改革や人材難への対応として注目されています。独立行政法人労働政策研究・研修機構において、治療と仕事の両立に関する調査の結果が公表されましたのでご紹介します。

◆「治療と仕事の両立に関する実態調査（企業調査）」概要
柔軟な働き方支援制度についての導入状況は、次のようになっています。「時間単位の休暇制度・半日休暇制度」が最も多く、次いで「退職者の再雇用制度」、「時差出勤制度」、「所定内労働時間を短縮する制度」の順での導入が多いようです。こうした制度を導入している企業では、制度を私傷病の治療や療養の目的として利用できるとしている割合が高くなっています。制度を導入した結果、平均でも6割近くの企業で、効果を感じているようで、制度利用に対して職場で協力する雰囲気ができた、職場に多様性を受容する意識が浸透した、社員全体の企業に対する信頼感が上昇した、等の回答があります。職場の雰囲気が良くなることは、社員の会社に対する信頼度を高めるのに効果的ですし、業務の見直しにもつながり、アクシデントや状況変化への対応力を高めることにも役立ちそうです。また、団体保険の一種で、病気やケガにより長期間に渡って就業が不能になったときの所得を補償する制度であるGLTD（団体長期障害所得補償保険）に加入している企業のうち、傷病手当付加金がない企業では約8割でその保険料を全額会社負担しているとの調査結果も出ています。

連載コラムNo. 43

「家族信託」とは？

高齢化社会において、認知症などで判断能力が不十分な人へのサポートが必要になってきています。前回の「成年後見人」に続き、今回は「家族信託」について簡単にご紹介します。

◆「家族信託」の概要は？

家族信託とは、家族による財産管理の一つの手法です。所有権を「財産権（財産から利益を受ける権利）」と「財産を管理運用処分できる権利」とに分けて、後者だけを子どもに渡すことができる契約です。これにより、所有者である親が認知症や、介護が必要な状況になってしまったときに自分で財産を管理できなくなったとしても、子どもが親のために、信託された財産の管理、運用、処分ができるようになります。また、家族信託では、成年後見制度よりも柔軟な財産管理ができます。成年後見制度では、本人の財産を守ることに重点が置かれます。言い換えれば、本人の財産を減らさないことが重要視されるため、それに反するような財産の管理はできません。これに対し家族信託の場合には、子どもに大きな裁量を与えることができます。元の所有者（親）が財産管理の方向性を決めて、その方向性に沿って、子ども側は大きな裁量をもって柔軟に財産の管理運用処分をすることができます。しかし、家族信託は万能ではありません。家族信託には身上監護権はありません。これは、認知症になった親が施設に入居する場合、子どもが親の代理人として入居契約をすることができないということです。家族信託はあくまでも、財産管理のための制度です。入居した施設のお金を信託された財産の中から支払うことはできますが、親の代理人として入居契約をする権限はありません。

II 社員の運動指導促進へ補助金を創設

厚生労働省は2024年度に、社員の健康増進を図る中小企業への補助金を新設することを決めました。概要と背景についてご紹介します。

◆社員の運動指導促進へ補助金新設の概要と背景は？

既存でも社員の健康増進に利用できる補助金はあるものの、補助率は2分の1で、60歳以上の労働者をかかえる企業が対象となっていました。今回の補助金では、理学療法士ら専門家による体力チェックや運動指導を実施する企業に、年齢を問わず、100万円を上限に費用の4分の3を給付します。5月にも実施計画の受け付けを始め、審査を経て決定する方針です。現状、労災による死亡者数は減少傾向にあり、2022年に774人と20年前の半分以上に減りました。これに対し、ケガなどで4日以上休業した死傷者数は13万2355人と過去20年で最多となっています。このうち転倒が27%と最も多く、次いで腰痛などが16%を占めており、老人ホームといった福祉施設での事故が増加しています。転倒や腰痛は日常生活や業務への負担が残りやすく、企業活動に影響するため事故を起こす前の備えを促すということが今回の補助金新設の背景になっています。企業の労災対策はソフト面で遅れており、2022年の厚労省の労働安全衛生調査によると、手すりの設置や段差解消に57%の事業所が取り組むものの、体操や運動を実施していたのは21%でした。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

